

奈良県障害者総合支援センター及び奈良県総合リハビリテーションセンターあり方検討委員会規則をここに公布する。

令和七年十月十六日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十六号

奈良県障害者総合支援センター及び奈良県総合リハビリテーションセンターあり方検討委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県障害者総合支援センター及び奈良県総合リハビリテーションセンターあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

一 学識経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

（任期）

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長

の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、福祉保険部障害福祉課及び福祉保険部医療政策局病院マネジメント課において処理する。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。